

白井線φ350mm送水管布設工事（その1）

特記仕様書

平成27年度

印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部

目 次

第1章 総則

1. 適用範囲	1
2. 仕様の優先順序	1
3. 法令等の遵守	1
4. 一般事項	2
5. 提出書類	2
6. CORINSへの登録	4
7. 工事の下請負	4
8. 施工体制台帳	4
9. 建設副産物	5

第2章 施行一般

1. 施工計画書の提出	5
2. 事前調査	6
3. 現場付近居住者への説明	6
4. 公害防止	6
5. 障害物の取扱い	6
6. 道路の保守	6
7. 事故防止	6
8. 近接工事との協調	7
9. 工事関係書類の整備	7
10. 工事測量	7
11. 工事現場発生品及び残土等	7
12. 工事写真	7
13. 地下埋設構造物等	7
14. 工事現場管理	8
15. 材料	8
16. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置	8
17. 請け負おうとする建設業者からの事前説明に関する事項	8

第3章 送水管布設工事

1. 工事概要	9
2. 使用材料	9
3. 支給材料	9
4. 配管技能者	10
5. 工事施工	10

6. 土工事	10
7. 管・弁栓類据付工事	11
8. 舗装復旧工事	11
9. 写真撮影と整理	12
10. 禁止項目	12
第4章 安全対策	
1. 安全・訓練等の実施	12
2. 安全・訓練等に関する施工計画書の作成	13
3. 安全・訓練等の実施状況報告	13
建設副産物特記仕様書	14
舗装切断時に発生する濁水処理に係る特記仕様書	16
施工条件の明示	17

第1章 総則

1. 適用範囲

本特記仕様書は、次の工事（以下「本工事」という。）の施工に適用する。

- (1) 工事番号 送平27第1号
- (2) 工事名 白井線φ350mm送水管布設工事（その1）
- (3) 工事場所 印西市高西新田222番地先～白井市平塚1846番地先
- (4) 工期 契約日から平成28年3月10日まで

2. 仕様の優先順序

仕様の優先順序は、以下によるものとする。

- (1) 設計図書
- (2) 印旛郡市広域市町村圏事務組合水道工事標準仕様書
- (3) 水道工事標準仕様書（日本水道協会）
- (4) 土木工事共通仕様書（千葉県）
- (5) 土木工事施工管理基準（千葉県）
- (6) 各種標準仕様書
- (7) その他公的な仕様書（監督職員の指示による）

なお、本仕様書、設計図書等に記載のない事項については当組合監督職員（以下「監督職員」という。）の指示によるものとする。

3. 法令等の遵守

受注者は工事の施工及び機器の製作・据付けにあたって、次に掲げる法律・令等を遵守すること。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ○建設業法 | ○日本工業規格（JIS） |
| ○道路法 | ○日本農林規格（JAS） |
| ○道路交通法 | ○電機規格調査会標準規格（JEC） |
| ○建築基準法 | ○日本電線工業会標準規格（JCS） |
| ○労働基準法 | ○通産省 電機設備技術基準 |
| ○労働安全衛生法 | ○日本電気協会内線規定 |
| ○職業安定法 | ○日本水道協会標準規格 |
| ○労働者災害補償保険法 | ○水質汚濁防止法 |
| ○騒音・振動規制法 | ○日本電気工業会標準規格（JEM） |
| ○河川法 | ○条例・規定 |
| ○消防法 | ○水道法 |
| ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | |

なお、これら諸法規の運用適用は、受注者の負担と責任において行うこと。

4. 一般事項

(1) 工事施工疑義

仕様書及び図面または仕様書、図面に記載されていない事項並びに工事施工中疑義を生じたときは、遅滞なく監督職員と協議し、指示を受けなければならない。

(2) 受注者の費用・負担

受注者は、設計図書（図面・仕様書及び金額を記載しない設計書等）に明示されていないものであっても、工事施工上または、工事目的の維持に欠くことのできない工事に要する費用は負担しなければならない。

(3) 契約の変更

発注者の都合により著しく設計数量を増減し、また予想しがたい事由により原設計に大きな影響があった場合は両者の協議により変更できる。

(4) 損害賠償等

受注者は、工事のため田・畑あるいは第三者に損害を与えぬよう施工することはもちろんのこと、損害を与えた場合はその責を負わなければならない。

(5) 官公署等への諸手続き

受注者は、工事の施工に必要な関係諸官公署への手続きを受注者の責任において、迅速且つ確実に行之、その経過については速やかに監督職員に報告すること。

(6) 保証期間

本工事のかし担保期間については、建設工事請負契約書に規定する期間及び当組合の規定による。

また、工事目的物にかしがあるときは、発注者が定める期間そのかしを補修しまたはそのかしによって生じた滅失もしくは棄損に対し、損害を賠償しなければならない。

5. 提出書類

受注者は、以下の提出書類について、指定された期日までに提出し、監督職員の承認を得ること。

なお、様式については監督職員が指示するものとする。

また、写しで提出する書類等については監督職員に原本確認を受けること。

契約後			
1	工事着手届	契約後 7 日以内	2 部
2	主任技術者等選任通知書	契約後 7 日以内	2 部
	(経歴書、資格証の写しまたは、実務経験証明書及び当該企業との直接かつ恒常的な雇用関係であることを証する書面の写しを添付すること。)		
3	工程表	契約後 1 4 日以内	2 部
4	建退共掛金収納書	契約後 3 0 日以内	1 部

5	工事保険等の契約書の写し	契約後30日以内	1部
	(保険加入期間は原則として工事着工の時とし、その終期は工事完成期日後14日として契約すること。)		
6	労災保険加入確認書の写し	契約後30日以内	1部
	(保険加入期間は原則として工事着工の時とし、その終期は工事完成期日後14日として契約すること。)		
7	施工計画書	契約後30日以内(原則)	2部
8	建設副産物処理承認申請書	施工計画書に添付	2部
9	再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書	施工計画書に添付	2部
10	配管技能者経歴書	契約後30日以内(原則)	2部
	(経歴書を写真とともに提出。また、耐震継手配水管技能者登録証の写しを添付すること。)		
11	下請業者選定通知書	契約後30日以内(原則)	2部
12	施工体制台帳	契約後30日以内(原則)	2部
13	施工体系図	契約後30日以内(原則)	2部
工事着手後			
14	工事打合簿	必要のつど	2部
15	材料承諾願	必要のつど	2部
16	材料確認願	必要のつど	2部
17	月間・週間工程表	必要のつど	2部
18	工事日報	必要のつど	2部
19	確認・立会願	必要のつど	2部
20	工事履行報告書	必要のつど	2部
21	安全訓練等実施状況報告書	必要のつど	2部
工事完成時			
22	工事完成通知書		2部
23	工事目的物引渡申出書		2部
24	請求書		1部
25	建設副産物処理調書		2部
26	再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書CD-R		1枚
27	工事完成図書(A4版 黒表紙金文字入り)		1部
	(図面A1折込、その他書類はA4サイズとする。)		
28	工事記録写真		2部
29	工事完成図書等電子ファイルCD-R		1枚
その他			
30	必要に応じて監督職員が指示したもの		

なお、完成図書の納品については、国土交通省の「工事完成図書の電子納品要領（案）、CAD製図基準（案）」等を準用すること。

6. CORINSへの登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

7. 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 受注者が工事施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負者が千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿に登録された者である場合には、指名停止期間中でないこと。
- (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

8. 施工体制台帳

- (1) 受注者は、その一部を下請負に付したときは、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業建設工事適正化指導要綱に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。
- (2) 第1項の受注者は、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業建設工事適正化指導要綱に基づき、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。

- (3) 第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。
- (4) 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度すみやかに監督職員に提出しなければならない。

9. 建設副産物

- (1) 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事または設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督職員の承諾を得なければならない。
- (2) 受注者は、建設発生土及び建設廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等）などの建設副産物の取り扱いにあつては、「千葉県建設リサイクル推進計画2009」、「千葉県建設リサイクル推進計画2009ガイドライン」、「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」「建設発生土管理基準」に基づき、建設副産物の適正な処理及び再生資材の利用を図らなければならない。
- (3) 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「建設副産物適正処理推進要綱」等を遵守しなければならない。
- (4) 受注者は、「千葉県建設リサイクル推進計画2009ガイドライン」に基づき、請負金額100万円以上の工事について、建設資材の利用、建設副産物の発生・排出の量の大小及び有無にかかわらず、「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を作成し、建設リサイクルデータ統合システムCREIDASによる電子データとともに提出しなければならない。

第2章 施工一般

1. 施工計画書の提出

受注者は工事に先立ち、施工計画書（工事概要・計画工程表・現場組織表・指定機械・主要機械・主要資材・施工方法・施工管理方法・安全管理・緊急時の体制及び対応・交通管理・環境対策・現場作業環境の整備・再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法・その他）を提出し承認を受け、これに基づき工事の適正な施工管理を行うこと。

なお、施工計画書作成にあつては、監督職員と充分打合せを行った後作成すること。

2. 事前調査

受注者は工事に先立ち、施工区域全般にわたる地下埋設物の種類・規模・埋設位置をあらかじめ試掘その他により確認しておくこと。その結果設計と現地が異なるときは、監督職員と協議するものとする。

また、工事箇所付近に近接する家屋等に被害が発生するおそれがあると思われる場合は、発注者と協議の上該当家屋等の調査を行うこと。

その他工事に必要な環境（道路状況・交通量・騒音・水利等）についても充分調査しておくこと。

3. 現場付近居住者への説明

受注者は工事着手に先立ち、現場付近居住者に対し監督職員と協議の上工事施工について説明を行い、十分な協力が得られるよう努めること。

4. 公害防止

受注者は工事の施工に際し、騒音規制法・振動規制法及び公害防止条例等を遵守し、沿道居住者から騒音・振動・塵埃等による苦情が起らないよう有効適切な措置を講ずること。

また、建造物、道路等に障害を及ぼさないよう充分注意すること。

5. 障害物の取扱い

受注者は、工事施工中、他の所管に属する地上施設物及び地下埋設物・その他工作物の移設または防護を必要とするときは、速やかに監督職員に申し出てその管理者の立会いを求め、移設または防護の終了を待って、工事を進行させること。

また、埋設物等に損害を与えた場合は、受注者の負担において速やかに復旧すること。

6. 道路の保守

残土運搬その他によって道路を損傷した場合は、掘削箇所以外の道路であっても受注者の負担で適切な補修をすること。

なお、関係官公署の検査を受けて引渡し完了するまでまたはその補償期間内は、受注者が保守の責任を負うこと。

7. 事故防止

受注者は工事の施工に際し、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（平成 05. 01. 12 建設省）「土木工事安全技術指針」（平成 05. 03. 31 建設省）等に基づき、公衆の生命身体及び財産に関する危害・迷惑を防止するために必要な措置をすること。

8. 近接工事との協調

工事現場付近で他工事が施工されているときは、互いに協調して円滑な施工をはかること。

本工事は、他工事との関連で片側通行区間が長くないよう、本工事及び他工事との作業工程を十分に把握し計画を立案の上、工事箇所が連続しないよう留意し施工すること。

また、他工事との工区境等の連絡工事方法等については、各施工者間にて十分な協議を行い、円滑に施工すること。

なお、施工者間にて、密に連絡ができるように連絡網等を作成すること。

9. 工事関係書類の整備

受注者は随時監督職員の点検を受けられるよう、工事に関する書類を常に整備しておくこと。

10. 工事測量

受注者は工事契約後速やかに必要な測量を実施し、仮BMの設置及び用地境界・中心線・縦断横断等を確認しなければならない。なお、仮BMを設置するための基準点は監督職員と協議の上決定ものとする。

また、その結果設計図書と現地に差異が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

11. 工事現場発生品及び残土等

受注者は、工事現場において発生した物件及び残土について、監督職員の指示を受け適正に処理しなければならない。

12. 工事写真

受注者は、施工前、竣工後の状況が対照できるように写真撮影をするとともに工事竣工後外部から明視出来なくなる箇所及び出来形、寸法等が明確に確認できるように撮影し、工事施工順等に整理し、監督職員に提出しなければならない。

13. 地下埋設構造物等

受注者は、工事現場内及びその周辺にある地上、または地下の既設構造物特に下水道、水道管、電話ケーブルなどの所在並びに構造を事前に調査し監督職員に報告しなければならない。

また、工事施工中に確認した場合は、直ちに監督職員に連絡するとともに、当該占用物件管理者の立会いのもとに支障を及ぼさないように工事を行わなければならない。

14. 工事現場管理

受注者は、工事現場及び所定の箇所には、「建設業法」その他の関係法令に定める標識板を設置するとともに、「土木工事安全施工技術指針」（全日本建設技術協会）に定める保安施設を設置しなければならない。

工事の都合により、道路交通の規制を行う場合は、関係官公署への手続きを完了した後に行うものとし工事現場の見やすい場所に必要な標識類を設置し、通行者と紛争等を、起こさないように留意しなければならない。

15. 材料

本工事に使用する材料はすべて、J I S及びJ WWAの規格に適合したものでなければならない。

ただし、特記仕様書及び設計図書に明記したものはこの限りでない。

材料については、「水道工事標準仕様書」の（2. 材料）を準用するものとするが納品に際しては監督職員の承認を受けなければ納品してはならない。

16. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

(1) 本工事は、「建設工事にかかる資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。」に基づく対象工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等した施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、書面に添付する資料は「建設リサイクルガイドラインに定めた様式1〔再生資源利用 計画書（実施書）〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を使用するものとする。

17. 請け負おうとする建設業者からの事前説明に関する事項

(1) 法第12条で、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、対象建設工事の届出に関する事項を記載した書面（説明書）を提出し説明を行うこととする。

(2) 書面の提出は、契約に先立って行うこととする。

(3) 書面は、施工計画書に添付するものとする。

第3章 送水管布設工事

1. 工事概要

本工事は白井線送水管布設工事の一部であり、その内容は次のとおりである。

- | | |
|---------------------------|--------------|
| (1) φ350mmNS形ダクタイル鋳鉄管布設工 | L = 1,080.9m |
| (2) φ350mmNS形ソフトシール仕切弁設置工 | 1箇所 |
| (3) φ75mm急速空気弁設置工 | 1箇所 |

2. 使用材料

- (1) 工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、標準仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督職員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。
- (2) 管及び弁類等の水道材料は、設計図書で特に明示した場合を除き、JWWA規格、JDP A規格及びその他の規格に基づき製造されたもので、日本水道協会の検査に合格したものとする。また、監督職員の指示により、日本水道協会の品質適合証明書を受けた工場から発行される受検証明書を提出しなければならない。
- (3) 鉄蓋、土留等の水道用資材は、別に定める当組合の仕様により製造されたもので、日本水道協会の検査に合格したものとする。また、監督職員の指示により、日本水道協会検査証明書を提出しなければならない。
- (4) 工事用材料は、使用前に承認図、見本及び品質等の資料を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。
- (5) 受注者は、工事に使用する材料について、使用前にその外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を添えた材料確認願を提出し、監督職員の検査（確認を含む。）を受けなければならない。
その際、受注者は検査に立ち会うものとする。

3. 支給材料

- (1) 受注者は、発注者から支給材料（明示テープ）を受領した場合、品名及び数量を確認のうえ、支給材料受領書を監督職員に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、支給材料を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (3) 受注者は、工事完成時（完成前にあっても工事工程上支給材料の精算が行えるものについては、その時点）には、支給材料の残材について支給材料返納書を添付の上監督職員の検査を受けた後、速やかに指定の場所に返納しなければならない。

4. 配管技能者

本工事の配管作業に従事する技能者は、(公社)日本水道協会が行う配水管工技能講習会 I 及び大口径管講習会の受講を終了して(公社)日本水道協会に耐震継手配水管技能者として登録されている者、またはそれと同等以上の経験と技術を有したものである。

5. 工事施工

施工にあたり、道路管理者及び所轄警察署の許可条件を遵守し、監督職員の指示に従って施工しなければならない。特に本工事では、印西市と白井市にまたがるため、それぞれの許可条件に注意すること。

また、関係法令等を遵守し、十分な保安施設(工事看板、歩行者通路、車両通行の誘導等)の準備を整えたうえで施工しなければならない。

機械により掘削する際、架空線、工作物、地下埋設物に十分注意しなければならない。

6. 土工事

- (1) 舗装切断巾は掘さく上巾にてカッターを入れるものとし、切断位置は、切断巾の中央に管布設が出来るように選定すること。
- (2) 掘さく機械は、指定機械または現場状況にあった機種を使用すること。ただし、指定機械の能力以下とする。
- (3) 機械掘さく後、管布設が安全でしかも確実に出来るように、側壁部を切崩し、しかも底部は人力により基面整正(床均し)を行うこと。
- (4) 1日当りの掘さく延長は、即日に仮復旧まで実施出来る範囲とする。ただし、道路事情により即日復旧が出来ない場合はこの限りでない。この場合は覆工板を敷設する等事故のないよう注意すること。
- (5) 管の指定土被りは厳守すること。もし指定土被りが不足している時は、全路線について再施工とする。ただし、止むを得ない理由により変更する場合は監督職員の承認を受けること。なお、変更した区間は、後述の竣工図に明記すること。
- (6) 埋戻しは管保護・管周囲への確実な埋戻しを行う。また、(市道は)転圧は30cm以下毎に機械転圧すること。
- (7) 仮復旧は交通(特に歩行者・自転車・バイク等)に、支障のないよう確実に実施すること。また、復旧後は常に巡回し沈下・かん没がある時は、速やかに復旧すること。
- (8) 本復旧は仮復旧完了後、相当期間(監督職員の指示による)放置し自然転圧を行って実施すること。
- (9) 埋戻用砂厚・路盤厚及び表層厚は、設計厚(仕上厚)を厳守すること。
- (10) 管布設中心位置は、設計図に基づき監督職員の立会いを求めて行うこと。

7. 管・弁栓類据付工事

- (1) 曲管据付位置は舗装切断時に決定するものとし、曲管の設置位置によっては、その前後に切管が入ることは止むを得ないものとする。
ただし、切管長は原則100cm以上とする。なお、切管の布設方法によって増加する継手類は設計変更の対象としない。
- (2) 曲率半径の大きな路線には設計図に示す通り曲管を使用せず、(使用管種の許容曲げ角度 [NS形φ350mmの場合3.0°] の1/2の角度を設計曲げ角度 [NS形φ350mmの場合1.5°] とし、その範囲内で、) 曲げ配管により路線に添って布設するものとする。
ただし、これによる布設距離は次の条件を満足すること。
 - ① 設計図面で指定した区間以上とする。
 - ② 監督職員が指定した区間以上とする。
- (3) 離脱防止継手及び離脱防止金具(特殊押輪)の設置位置は、設計図に基づいて行うものとするが、(1)の条件等によって、設計図と異なる据付となった場合は、曲管の受口及び挿口より、当該布設口径直管定尺長未満にある継手箇所についてはすべて、離脱防止継手及び離脱防止金具(特殊押輪)を施工すること。
- (4) 管の据付は、配管技能者またはこれと同等以上の能力を有する者が行うこと。
- (5) T字管・弁栓類の据付位置は、周囲の永久的構造物からオフセットして竣工図に明記すること。
- (6) 空気弁類の据付は室の中央に設置すること。また、鉄蓋設置高さは舗装復旧仕上げ厚を考慮した高さとし、段差が生じないように留意すること。

8. 舗装復旧工事

- (1) 当該工事は、監督職員の指定した期日以降に実施すること。
- (2) 当該工事は、次の要領で実施すること。
 - ① 復旧の範囲(道路横断方向)は監督職員の立会いを求めて、その指示によって決定し線引きを行う。また、受注者の責任において発生した復旧範囲も、区分するものとする。
 - ② ①で線引きした範囲について、簡易測量を行って三斜法によって面積計算を行いその結果を図化、復旧面積を算定し監督職員の承認を受けること。
 - ③ 復旧面積の承認を得た後、本復旧工事に着手すること。
 - ④ 試験については、路盤検査置換法による現場密度試験等主要な工事段階の区切り目及び監督職員があらかじめ指示した部分については、立会検査を受けなければならない。
- (3) 受注者の責任によって発生したと認められる舗装復旧は、受注者の負担で実施すること。

9. 写真撮影と整理

(1) 写真の撮影は、一般管路は次の順序で実施・整理し、監督職員の指示する部数を提出すること。()内は条件を示す。

- ① 現況写真 (方向一定)
- ② 舗装切断工 (機械・切断巾)
- ③ 舗装取直接掘削工, 運搬 (機械)
- ④ 機械掘削工 (機械・掘削上巾・下巾・深度)
- ⑤ 人力床均し工 (人力)
- ⑥ 管布設工 (機械・土被り・口径・管種・継手等の接合状況)
- ⑦ 埋戻し砂 (機械・転圧機械・埋戻し厚)
- ⑧ 路盤工, 不陸整正工 (転圧機械・路盤厚)
- ⑨ 仮復旧工 (転圧機械・復旧厚)
- ⑩ 竣工 (測距・立会い)

(2) 撮影被写体が地下であるため、フラッシュを使い鮮明に撮影のこと。

10. 禁止項目

- (1) 工事中の住民からの苦情は、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその対応に当り、発注者に苦情を持ちこまない。
- (2) 布設路線に他の埋設物が発見された場合は、速かに監督者に連絡し処理の方法を協議すること。受注者の専決は認めない。
- (3) 布設路線沿の私有地には、無断で出入り、物を破損することを禁止する。
- (4) 工事作業区域外は、常に清掃し障害物や土砂を放置することを禁止すること。
- (5) 現場代理人は、他の業務と兼務してはならない。
- (6) 工事日報は、毎日提出の義務を怠ってはならない。

第4章 安全対策

1. 安全・訓練等の実施

受注者は、本工事着手後、作業員全員の参加により、月当たり半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 本工事内容の周知徹底
- (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- (4) 本工事における災害対策訓練
- (5) 本工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

2. 安全・訓練等に関する施工計画書の作成

受注者は、本工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督職員に提出しなければならない。

3. 安全・訓練等の実施状況報告

受注者は、安全・訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

建設副産物特記仕様書

1. 共通事項

- (1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2009」及び「千葉県建設リサイクル推進計画2009ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設リサイクルデータ統合システム－CREDDAS－」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を入力システムにより作成し、CD-Rと出力した様式を各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

なお、「建設リサイクルデータ統合システム－CREDDAS－」は、これを無償貸与する。

◎作成対象工事

請負金額100万円以上のすべての工事について建設資材利用、建設副産物の発生・排出の量の大小及び有無にかかわらず作成する。

- (2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。
- (3) 建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬あるいは処理について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを提出すること。
- (4) 建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等（受入伝票、写真等）を証明する資料を監督職員に提出し確認を受けること。
- (5) 建設廃棄物の処理にあたって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、複写式伝票のA票、B2票、D票（及びE票）の写しを提出すること。
- また、電子マニフェスト方式による場合は、廃棄物処理法に基づき指定された団体が発行する、当該工事の電子マニフェスト情報を収録した磁気媒体の提出または、建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録した情報をパソコンにより印刷したもの（受渡確認伝票）を提出すること。
- (6) 建設廃棄物の処理にあたり、次の事項について記録写真を撮影すること。
- ① 廃材積み込み時（運搬車両のナンバープレート）
 - ② 現場出発時（運搬車両のナンバープレート）
 - ③ 処分場到着時（処分業者名、許認可看板及び運搬車両のナンバープレート）
 - ④ 処分場搬出状況

2. 建設発生土

1) 本工事により発生する建設発生土(1, 200 m³)は、片道運搬距離8kmの船橋市小野田町1365地先、奥多摩工業(株)船橋土質改良プラントに運搬するものとする。

なお、持込み土と同量の改良土を持ち出し、管路の埋戻しに使用すること。

3. 路盤廃材

本工事により発生する

路盤廃材(1, 090 t)は、白井市平塚2694-1地先、片道運搬距離

2.3kmの東亜道路工業(株)白井破碎工場に運搬し、処理するものとする。

4. 建設廃棄物

本工事により発生する

1) アスコン塊(644 t)は、白井市平塚2694-1地先、片道運搬距離

2.3kmの東亜道路工業(株)白井破碎工場に運搬し、処理するものとする。

なお、運搬に先立ち、受入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。

また、工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

舗装切断時に発生する濁水処理に係る特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、「白井線φ350mm送水管布設工事」の特記仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時（コアークッター含む）に発生する濁水の処理に関し必要な事項を定めるものとする。ただし、濁水を生じない工法で、発注者が認めた場合は、この特記仕様書によらなくてよい。

(適用)

第2条 印旛郡市広域市町村圏事務組合が発注する土木・舗装・建築・設備工事で、アスファルト舗装版の切断作業に適用する。

(処理方法)

第3条 受注者は、アスファルト舗装切断作業を行いながら濁水を吸引のうえ、タンク等に貯留し、作業後速やかに、濁水を処理施設へ運搬し処分する。

(条件)

第4条 受注者は、濁水を処理する業者を、産業廃棄物の汚泥(アスファルト舗装版切断時に発生したもの)の中間処分業の許可を得ており産業廃棄物管理票（マニフェスト）にて管理できるものから選定する。

2 濁水の運搬は、元請負業者が行うこととする。ただし、やむを得ない理由があると発注者が認めた場合は、濁水の運搬を、産業廃棄物の汚泥(アスファルト舗装版切断時に発生したもの)の運搬許可を得ている業者に委託することができる。

(提出書類)

第5条 受注者は、施工計画書にアスファルト舗装版切断時に発生する濁水の収集・運搬・処理に関する計画書、受注者と処分業者との契約書の写し及び処分業者の許可証の写しを添付すること。

また、受注者は、濁水の運搬を、産業廃棄物の汚泥(アスファルト舗装版切断時に発生したもの)の運搬許可のある業者に委託した場合は、受注者と運搬業者との契約書の写し及び運搬業者の許可証の写しを添付すること。

2 受注者は、工事完了後、速やかに産業廃棄物管理票（マニフェスト）のD票及びE票を監督職員に提示すること。

また、受注者は、濁水の運搬を、産業廃棄物の汚泥(アスファルト舗装版切断時に発生したもの)の運搬許可のある業者に委託した場合は、B2票も監督職員に提示すること。

(その他)

第6条 その他の事項については、「産業廃棄物の適正処理について（千葉県環境生活部）」による。

2 この特記仕様書に疑義が生じた場合は、別途監督職員と協議するものとする。

施工条件の明示

明示項目	明 示 事 項
工 程 関 係	1. 本工事の工期は平成28年3月10日とする。
公 害 関 係	1. 本工事で使用する建設機械は、低騒音型、低振動型建設機械指定要領及び排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定されている建設機械を使用すること。 2. 資材、建設機械等の搬入・搬出に際し、騒音、振動、塵芥等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること。
安 全 対 策 関 係	1. 交通誘導員を2名配置し、歩行者及び車両通行等に支障を及ぼさないよう十分注意し施工するものとする。 また、交通誘導員は一級または二級検定合格警備員を常時1名以上配置すること。
工 事 用 道 路 関 係	1. 工事箇所への資材、建設機械等の搬入・搬出に際し、使用する車両を考慮し、他の通行車両の妨げとならないよう注意すること。
建 設 副 産 物 関 係	1. 本特記仕様書に従い、適正に処理すること。
そ の 他	1. 本工事に先立ち、近隣住民（事業所）に対して「工事のお知らせ」等により工事内容を周知し工事施工に理解を求めること。 2. 過積載による違法運行の防止対策について、施工計画書に記載すること。 3. 明示テープは当組合で支給するので、支給後、支給材受領書を提出すること。 4. 送水管の充水・洗浄作業について、平成30年度末、当該工事区間を含めた白井線の充水・洗浄作業を実施する予定であるため、作業の際には立会うものとする。